福

告

示

朩

福島県告示第八百四十九号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

#### 目 次

○産業廃棄物処理施設変更の許可の ○福島県後期高齢者医療広域連合を ○生活保護法による医療扶助等のた 申請があった件 変更について許可した件 組織する団体数の減少及び規約の

○生活保護法による指定医療機関の ○生活保護法による指定医療機関の 所在地を変更した旨届出があった 名称を変更した旨届出があった件 めの医療機関を指定した件 去六 去穴

○生活保護法による指定医療機関の )生活保護法による指定医療機関の )生活保護法による医療扶助等のた 事業を廃止した旨届出があった件 事業を休止した旨届出があった件 去穴 去穴 去六

芼 芸 ○道路の供用を開始する件 ○廃川敷地等が生じた件 ○道路の区域を変更する件 公 た件二件 届出があった件 いて意見があった件

○免許証を無効とする件 ○特定非営利活動法人の設立の認証 の申請があった件四件

○産業廃棄物処理施設等設置事前協 ○特定非営利活動法人の定款の変更 の認証の申請があった件二件

上

兀

七

○障害者自立支援法による指定障害 議書の提出があったので公告する

上上

#### 福島海区漁業調整委員会

福祉サービス事業者を指定した件

芸允

○漁業法によりひらめの採捕等につ いて指示する件

)大規模小売店舗の新設の届出につ

いて意見があった件

去完九

めの施術者を指定した件

○大規模小売店舗の変更の届出につ 去六九

福島県告示第八百五十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」と

織する団体数の減少及び規約の変更について、平成二十年四月一日付けで許可した。 福島県後期高齢者医療広域連合長から申請のあった福島県後期高齢者医療広域連合を組

福島県知事

佐

藤

雄 平.

(市町村行政課)

(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、

平成二十年十二月十九日

地方自治法

○患畜又は疑似患畜の発見について

芸允

平成二十年十二月十九日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、 の五第二項において準用する法第十五条第三項に規定する当該産業廃棄物処理施設を変 者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。その申請書及び法第十五条の二 いう。) 第十五条の二の五第一項の規定により産業廃棄物処理施設を変更しようとする

○土地改良法により換地計画を定め

ीतत 去

044

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

福島県知事

佐

藤 雄

平.

真人

丰

七 産業廃棄物処理施設の設置の場所 日進クリーン株式会社 代表取締役 両角 福島県福島市飯野町青木字石高山四番一一

三 産業廃棄物処理施設の種類 福島県福島市立子山字小林山三三

四号ロに規定する安定型最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三百号) 第七条第

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類

金属くず

ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず

ゴムくず

5 がれき類

Į.

申請年月日 平成二〇年一〇月二八日

縦覧場所

中山三

1 福島県福島市杉妻町五番七五号 福島県県北地方振興局県民環境部環境課

2 福島市清掃管理課

福島県福島市北五老内三番一

(産業廃棄物課)

鶴ヶ丘薬局

舘岩あおい眼科

ベース薬局鏡石店

岩瀬郡鏡石町本町二〇 伊達市梁川町字内町四六 ニック

医療法人梨の樹会天栄クリ

浜通りふれあい診療所

## 福島県告示第八百五十一号

第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の 平成二十年十二月十九日

遠山眼科医院 称

所

在

福島県知事 佐

藤

雄

平.

河沼郡会津坂下町字五反田一二五二—二 平成二〇年一〇 指定年月日

岩瀬郡天栄村飯豊字上原三二 月一日

センター内

相馬市沖ノ内一―二―一〇

南会津郡南会津町松戸原一六三舘岩保健 同月同一日 年

年一二

年一

月

同 日

(社会福祉課)

## 福島県告示第八百五十二号

次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等

平成二十年十二月十九日

福

福島県知事 佐 藤 雄 平

清和神経科クリニック

天栄クリニック

岩瀬郡天栄村飯豊字上原三二

村岡整	変	
[整形外科]	更	名
医院	前	
科クリ	変	
付クリニックいらおか内科は	更	称
ク整形外	後	
福島市松川町	Я	ŕ
2字天王原八九	<i>t</i>	Ē
	均	łı

コスモ調剤薬局鏡石店

岩瀬郡鏡石町本町二〇

双葉郡双葉町長塚字鬼木二五

高原歯科医院

(社会福祉課

## 福島県告示第八百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等

次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)

平成二十年十二月十九日

福島県知事

佐

藤

雄

平.

<b>訪問看護ステーションさ</b>	名 和	
	変更前	所
——福島市北沢又字成出二三	変更後	也 地

(社会福祉課)

## 福島県告示第八百五十四号

次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等

平成二十年十二月十九日

遠山眼科医院 称

称

所

河沼郡会津坂下町字東南町裏甲三九八三 在 福島県知事 佐 平成二〇年九月 三〇日 廃止年月日 藤 雄 平

福島市置賜町八―三○カスタムビル三階

同

月二日 月一四日 年一

月三〇日 年一

(社会福祉課)

### 福島県告示第八百五十五号

次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等

第2041号

名

称

平成二十年十二月十九日

山崎歯科医院

南会津郡南会津町松戸原所在地

— Б.

福島県知事

佐

藤

平

(二)

四月一日

平成二〇年

休止年月日 雄

の設置を行うこと。

センターポールを設置し、出入口を左折専用にすること。 上保原農協支所前交差点の事故・交通渋滞防止のために、 の交差点において、事故防止のために出店業者負担で、カーブミラーや横断歩道

中学生の通学路や地域住民の生活道路となっている、

店舗(百円均一)南東角

西側出入口の道路に

(商業まちづくり課)

(社会福祉課)

### 福島県告示第八百五十六号

整復師を次のとおり指定した。 法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道 の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条

平成二十年十二月十九日

大宮雅彦 名

報

福島市飯坂町湯野字住 所 大宮接骨院 施術所名

銚子口三―一二

福島市飯坂町湯野字大 施術所の所在地

福島県知事

佐

指定年月日 藤 雄 平

一一月一日

(社会福祉課

## 福島県告示第八百五十七号

項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要 月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局 は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十二月十九日から平成二十一年一 企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)リオン・ドール保原店 伊達市保原町上保原字金山| 三番地 一ほか

法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見の提出者

2 意見の概要 個人八百四十六名

から午前一時までの営業を午後十時までに自粛すること。 深夜の騒音、青少年の健全育成、自動車のライトの照り返し、 事故防止の立場

福島県告示第八百五十八号

商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。 ちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市 年十二月十九日から平成二十一年一月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業ま 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

平成二十年十二月十九日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンター谷川瀬A館 いわき市平谷川瀬字双藤町五十六番地 福島県知事 佐

藤

雄

平

ほ

法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

(商業まちづくり課)

## 福島県告示第八百五十九号

家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

病 名 畜 種 患畜及び疑似 発見頭数 発見の場所 発見年月日 摘 要 			
新 牛   患畜の区分     株   患畜の区分     中   患畜の区分     中頭 福島市   平成二○年     一二月一一   日     日   一二月一一     日   日     日   一二月一一     日   日     日			
新 牛   患畜の区分     株   患畜の区分     中   患畜の区分     中頭 福島市   平成二○年     一二月一一   日     日   一二月一一     日   日     日   一二月一一     日   日     日	結核	3 1	病
種 患畜及び疑似 発見頭数 発見の場所 発見年月日 患畜の区分 一頭 福島市 平成二〇年 一二月一一 日 一二月一一 日 一二月一一 日 一二月一一 日 一二月一一 日 一二月一一 日 一二月一一 日 一二月一一 日 一二月一一 日 一二月一一 日 一二月一一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	病	- ネ 病	名
患畜の区分 一頭 福島市 平成二○年   最畜の区分 一頭 福島市 平成二○年   一頭 福島市 平成二○年   日 一二月一一	牛	牛	畜
(収) 発見頭数 発見頭数   一頭 福島市   一頭 福島市   平成二〇年   一二月一一   日   一二月一一			種
福島市 福島市 発見の場所 発見年月日 日 二月一一年 一二月一一年 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	疑似患畜	患畜	患畜及び疑似
日 一 平	一頭	一頭	発見頭数
	福島市	福島市	発見の場所
再 命   検 令   査 殺	日 一二月一一	日 二月一一	発見年月日
	再検査	命令殺	
		12	_ ^

畜 産 課

#### 福島県告示第八百六十号

係書類を次のとおり縦覧に供する。 西側地区の県営区画整理事業に係る第1換地区の換地計画を定めた。この定めに係る関 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

平成二十年十二月十九日

福島県知事

佐

藤

雄

平

換地計画書の写し 縦覧に供する書類

縦覧の期間

平成二十一年一月十六日まで 平成二十年十二月二十二日から (二十六日間)

縦覧の場所

三

南会津郡南会津町役場伊南総合支所

## 福島県告示第八百六十一号

西側地区の県営区画整理事業に係る第2換地区の換地計画を定めた。この定めに係る関 係書類を次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一 項の規定により、

平成二十年十二月十九日

福島県知事

佐

藤

雄

平

縦覧に供する書類

縦覧の期間

換地計画書の写し

福

平成二十一年一月十六日まで 平成二十年十二月二十二日から (二十六日間)

 $\equiv$ 縦覧の場所

南会津郡南会津町役場伊南総合支所

(農地管理課

## 福島県告示第八百六十二号

る 課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供す て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、国道につい

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

	○国 置 四 ○	路 線 名
先まで、一番二地では、一番に、一番に、一番に、一番に、一番二地である。	『明   『日   『日   『日   『二   二   六   番   四   三   六   番   雨   郡西会津町	区間
変更後	変更前	更後の別
一七・○~	一 六 · · · ·	(メートル)敷 地 の 幅 員
三 七 五	三 七 五	(メートル) 長

(道路計画課)

### 福島県告示第八百六十三号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若 松建設事務所で平成二十年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路の

(農地管理課)

平成二十年十二月十九日

一八号	線	
与	名	
会聿告	供	
- 告公市申旨	用	
4]	開	
大字有	始	
四合	の	
四合字幕内	区	
五.四	間	
平成二〇年一二	供用開始の期日	

福島県知事

佐

藤

雄 平

国道一一八号	路線名
地先まで 地先まで 本神指町大字南四合字幕内一六二 番一地先から 高 市神指町大字南四合字幕内一六二 番地先まで 会津若松市神指町大字南四合字幕内一〇三 番地先から 市神指町大字南四合字幕内一〇三	供用開始の区間
月 平成二〇年 一二	供用開始の期日

(道路計画課)

## 福島県告示第八百六十四号

四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和四十年政令第十

備え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

廃川敷地等が生じた年月日 河川の名称 二級河川小高川水系北鳩原川 平成二十年十二月十九日

#### 廃川敷地等の位置

四 先から下流端同市小高区羽倉字南條原四十七番四地先まで、上流端南相馬市小高区羽 羽倉字川久保九十四番一番地先まで、上流端南相馬市小高区羽倉字南條原十六番二地 地先まで、上流端南相馬市小高区羽倉字広谷地三十八番一地先から下流端同市小高区 萩原二十六番一地先から下流端同市小高区羽倉字萩原七十二番一地先まで、上流端南 沢百二十九番六地先まで、上流端南相馬市小高区羽倉字萩原一番二地先から下流端同 六十九番三地先まで 流端南相馬市小高区羽倉字川久保九十五番一地先から下流端同市小高区羽倉字川久保 倉字三斗蒔四十九番二地先から下流端同市小高区羽倉字南條原五番四地先まで及び上 相馬市小高区羽倉字萩原七十二番三地先から下流端同市小高区羽倉字広谷地三十九番 から下流端同市小高区羽倉字日向百六十番十地先まで、上流端南相馬市小高区羽倉字 市小高区羽倉字萩原十一番七地先まで、上流端南相馬市小高区羽倉字萩原六番一地先 廃川敷地等の種類及び数量 上流端南相馬市小高区羽倉字南沢百二十九番一地先から下流端同市小高区羽倉字南

# (河川管理施設を含む。)

四

六五五・八平方メートル

届出があったので、同日以降当該軽油引取税免税証は無効とする。 公告第六百三十八号 次の軽油引取税免税証については、平成二十年六月三日郡山市内において亡失した旨

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

四枚	FH二八〇〇〇六一	四  同条に規定する第三六号様式
		一〇〇リットル券
	FG二八〇〇一八一	三 同条に規定する第三六号様式
		五〇リットル券
一枚	FF二八〇〇〇九三	二 同条に規定する第三六号様式
		一〇リットル券
		式
	FE二八〇〇〇四四	第二三号)第一八条に規定する第三六号様
二枚	FEI 八〇〇〇四三	一 地方税法施行規則(昭和二九年総理府令
枚数	番号	亡失した軽油引取税免税証の様式及び種類

二〇〇リットル券

FH二八〇〇〇六四

税 務 課

#### 公告第六百三十九号

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

平成二十年十二月十九日

三 代表者の氏名

福島県福島市蓬萊町一丁目十番七号

(河川計画課)

Ŧi.

この法人は、主に蓬萊地区とその周辺の住民に対して、暮らし全般に関する事業を

行い、公益に寄与することを目的とする。

#### 公告第六百四十号

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十年十二月十九日

平成二十年十二月五日

申請のあった年月日

名称

NPO法人おおくまスポーツクラブ

代表者の氏名 吉岡 孝雄

三

兀 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字中央台八百五十一番地三 主たる事務所の所在地

<u>Ŧ</u>i. 定款に記載された目的

して、スポーツ活動・文化活動の振興を図る事業を行い、地域住民の健康増進、地域 この法人は、総合型地域スポーツクラブとして活動し、不特定多数の地域住民に対

福島県知事

佐

藤

雄

平

申請のあった年月日

平成二十年十二月二日

特定非営利活動法人NPOほうらい

義明

匹 主たる事務所の所在地

定款に記載された目的

豊かで活力に満ちあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 コミュニティーの促進、豊かな高齢化社会の創造並びに青少年の健全育成など明るく

(文化振興課

#### 公告第六百四十一号

活動法人の設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 平成二十年十二月十九日 次のとおり公告する。

福島県知事

佐

藤

雄

平

名称

平成二十年十二月十日 申請のあった年月日

特定非営利活動法人国際学生支援協会

三 代表者の氏名

主たる事務所の所在地

四

福島県福島市瀬上町柳沼三十五番地六

Ŧi. 定款に記載された目的

国際協力の活動に寄与することを目的とする。 企業において、インターンシップ制度で研修を行う際のサポートに関する事業を行い、 この法人は、海外の大学もしくはそれに準ずる教育機関で学んでいるものが日本の

(文化振興課)

#### 公告第六百四十二号

活動法人の設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 次のとおり公告する。

平成二十年十二月十九日

福島県知事 佐 藤 雄 平

申請のあった年月日

平成二十年十二月十日

名称 特定非営利活動法人C o m m u n

e

w i

h

助産師

代表者の氏名

祐香利

兀 主たる事務所の所在地

福島県いわき市小川町上小川字北赤沼四十六番地の二

定款に記載された目的

Ŧi.

体、 当法人は、特定非営利活動法人をはじめ市民及び市民活動団体、公益団体、公共団 自治体、教育機関、企業等、地域社会を構成する個人、組織に対する支援事業及

> び協働・連携事業を行うこと、及び公の施設の管理・運営を行うことによって、 社会の振興並びに不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。 地域

(文化振興課)

#### 公告第六百四十三号

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非

平成二十年十二月十九日

福島県知事

佐

藤

雄

平

平成二十年十二月八日 申請のあった年月日

名称

特定非営利活動法人ハートアイ郡山

代表者の氏名

三

涌井 一男

四 主たる事務所の所在地

Ŧi. 定款に記載された目的

福島県郡山市並木二丁目九番十

ことを目的とする。 精神文化社会と穏やかに暮らせる地域社会づくりに貢献し、社会福祉事業に寄与する 教えるなどの障がい者の社会復帰に関する事業を行い、豊かで人間性あふれる健全な に根ざした自立支援、援助を提供することにより、働くことの大切さ、意義、喜びを この法人は、障がい者及び障がい回復途上者を対象に、郡山地域及びその周辺地域

(文化振興課)

#### 公告第六百四十四号

活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利 次のとおり公告する。

福島県知事

佐

藤

雄

平.

平成二十年十二月十九日

平成二十年十二月十一日 申請のあった年月日

特定非営利活動法人ケアステーションゆうとぴあ

三 代表者の氏名

主たる事務所の所在地

鈴木 絹江

兀

福島県田村市船引町船引字城ノ内十七番

地

Ŧi. 定款に記載された目的

公告第六百四十六号

第2041号

773

ちいろ

いわき市平

特定非

福島県いわ

同

行動援護

知的障害者

必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的 この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために

(文化振興課

ば

字菱川町二 七菱川ビ

川町五—八 き市平字菱

障害児 精神障害者

ル二階

デンハ ゴール 動法人 営利活

#### 公告第六百四十五号

の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置事前協議書の提出があったので、同条第六項福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第十条第一項 の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年十二月十九日

株式会社伏見材木店 代表取締役 伏見 俊一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 福島県知事 その代表者の氏名 佐 藤 雄 平

福島県南相馬市原町区深野字舘地内 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区

福島県南相馬市原町区深野字舘一三七番地の三

廃プラスチック類の破砕施設兼木くずの破砕施設 産業廃棄物処理施設等の種類

三

四

産業廃棄物処理施設等の処理能力

四七・九二トン毎日(八時間)

(産業廃棄物課

2

1

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) 第一 一十九条第一項の規定により

平成二十年十二月十九日

福

島県知事

佐

藤 雄

平

の名称 家 憩 い の 事業所 町北田字鐘 双葉郡楢葉 所 事 突堂三— 業所 在 地 0) 希望の 杜福祉 祉法人 社会福 の名称 事業者 の所在 き市平字北 たる事務所 事業者の主 \_ 目町三九— 福島県いわ 地 平成二〇年 指定年月日 一一月一日 援助 共同生活 サービス 0) 種 類 精神障害者 知的障害者 者 主たる対象

# 福島海区漁業調整

# 福島海区漁業調整委員会指示第七号

の保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、 次のとおり指示する。

ひらめ

平成二十年十二月十九日

福島海区漁業調整委員会

会長 前 田 幸

徳

指示の有効期間 指示の内容 ない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。 反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはなら

この指示の有効期間は、 平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までとする

至 発行者 印刷所 県刷 福 息株式会社 第 島 印

(障がい福祉課)